入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年９月25日

支出負担行為担当官
南関東防衛局長　丸井　　博

1　調達内容
(1)　件　　名　東富士演習場周辺(27)砲撃音自動測定装置設置等業務
(2)　履行内容　東富士演習場において自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響強度、発生回数、発生時刻等を継続的に測定するため、砲撃音自動測定装置を同演習場周辺に設置する業務（４台）
（詳細は仕様書のとおり）
(3)　契約期間　契約日の翌日から平成28年2月29日まで。
(4)　履行場所　静岡県御殿場市、裾野市、駿東郡小山町
神奈川県横浜市
(5)　入札方法
ア　本業務は、紙入札（電子入札システム対象外）で行う案件である。
イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　平成25・26・27年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」（精密機器類）において「Ａ」の等級に格付されている者であり、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
(3)　平成１７年度以降、元請けとして演習場周辺において砲撃音自動測定装置の設置の業務実績を有すること。
(4)　会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
(5)　契約担当官等から取引停止又は指名停止を受けている期間中の者でないこと。
(6)　暴力団関係業者の排除
ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者と

して防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　入札手続等

(1)　担当部局

〒231-0003　神奈川県横浜市中区北仲通５－57　横浜第２合同庁舎内13F

南関東防衛局総務部契約課　電話　045-211-7143　ファックス　045-212-2806

(2)　入札説明書等の配布期間及び配布場所

ア　配布期間　平成27年９月25日から平成27年10月29日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第１条第1項に規定する行政機関の休日(以下、「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

イ　配布場所　上記(1)に同じ。

(3)　一般競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成27年９月25日から平成27年10月14日まで(行政機関の休日を除く)の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。(郵送等の場合は、平成27年10月14日午後５時まで必着。)

イ　提出場所　上記(1)に同じ。

ウ　提出方法　郵送(書留郵便に限る。)、託送(書留郵便と同等のものに限る。)、又は持参すること。

(4)　入札の日時及び場所

ア　入札日時　平成27年11月16日　午後１時30分

イ　入札場所　南関東防衛局第２入札室(横浜第２合同庁舎内10F)

4　その他

(1)　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　免除。

イ　契約保証金　納付(保管金の取扱店　日本銀行横浜中代理店　横浜銀行本店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券取扱店　日本銀行横浜中代理店　横浜銀行本店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁　南関東防衛局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。保証金額は、契約金額の１０分の１以上とする。

(3)　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4)　落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5)　契約書作成の要否・・・要

(6)　一般競争(指名競争)参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記２(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の級別の格付を受けていない者も上記３(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の格付を受け、平成25・26・27年度の競争参加資格の申請が受理されている者で、かつ競争参加資格及び申請書受理の確認を受けていなければならない。

(7)　適用する契約条項

談合等の不正行為に関する特約条項

暴力団排除に関する特約条項

(8)　仕様書等を受け取らない者の入札参加は認めない。

(9)　詳細は、入札説明書による。

業務仕様書

1　業務の名称

東富士演習場周辺（２７）砲撃音自動測定装置設置等業務

2　総　則

(1) 適用

この仕様書は、南関東防衛局長（以下「発注者」という。）が、東富士演習場周辺において、自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響（以下「砲撃音」という。）の強度、発生回数、発生時刻等を継続的に測定するために必要な測定装置（以下「砲撃音自動測定装置」という。）を製作し、同演習場周辺に設置する業務に適用する。

(2) 設置台数等

①測定装置

a.　製作及び設置する砲撃音自動測定装置　4台

b.　設置場所　静岡県御殿場市及び裾野市、駿東郡小山町域内であって、監督官（発注者が本件業務の監督を命じた者をいう。以下同じ。）が指定する場所、機器類の設置・配置の詳細については、監督官と協議する。

②PC

a.　ソフトウェア（XZ-1M）をインストールするPC　２台
（サーバ及びクライアント各1台）

b.　設置場所　神奈川県横浜市域内であって、監督官が指定する場所、機器類の設置・配置の詳細については、監督官と協議する。

(3) 提出書類

①　受注者は、契約後ただちに詳細な打ち合わせを行い、次の書類を発注者の指定する期日までに提出すること

a.　工程表

b.　設置図面

c.　管理者及び技術者等一覧

d.　その他必要書類

②　本件業務は、本仕様書等に基づく発注者の検査合格をもって、引き渡し完了とする。なお、受注者は完了時に次の書類を提出すること。

a.　完了報告書

b.　引渡書

c.　その他必要書類

(4) 保証期間

本件業務の受注者は、本件業務完了の日から1年以内に生じた砲撃音自動測定装置の不具合（不具合の要因が天災地変等受注者の責めに帰すことができない場合を除く。）を無償で修復するものとする。

3　一般的仕様

(1) 動作範囲

砲撃音自動測定装置の本体及びマイクロホンは、屋外に設置するものとする。砲撃音自動測定装置を構成する機器は、東富士演習場周辺における通常の気象条件（気象に関する警報が発表されない状態をいう。）の中で正常に動作するものでなければならない。

受注者は、気象条件が通常でない場合において、砲撃音自動測定装置の保護のために発注者が執るべき措置を、取扱説明書等で明らかにするものとする。

(2) 電　源

砲撃音自動測定装置を構成するすべての機器は、商用電源（AC100, 50Hz）から供給される電力で稼働し、最大時の消費電力が1,000VAを超えないものとする。

砲撃音自動測定装置には、常温で2時間以内の停電、10%以内の電圧変動、雷等に起因するサージ電圧等がある場合にも正常な状態で測定が可能であり、停電時間が長期化する等の理由で装置を停止させる場合にあっても、測定条件及び測定済のデータが消失することなく、商用電源が正常な状態に復帰した場合には、直ちに正常な状態で装置を再稼働できるよう、無停電電源装置その他の必要な機器を備えるものとする。

(3) 振動対策

砲撃音自動測定装置には、付近を通行する車両等、通常想定し得る振動に対して必要な防振等の措置を講じるものとする。

4　測定装置

本装置の性能は現在、発注者が北富士演習場周辺及び東富士演習場周辺に設置している（（　）は型番）と同等品以上のものとする。

(1) 騒音計（ＮＡ－８３）

ＪＩＳＣ１５０９－１：２００５クラス１に定めるサウンドレベルメータ（騒音計）であって、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従い、所要の検定を受けたものであること。マイクロホンシステム（ＭＳ－１１）は、風、雨雪等が測定性能に影響しないよう、ヒータを内蔵し、設置箇所周辺が相対湿度90%RHを超えるような高湿度下でも動作が保証されたものであること。また、マイク部にテスト音源を内蔵し、毎日定時に自動で音響校正が可能であること。

(2) ウィンドスクリーン（ＷＳ－２１）

ウィンドスクリーンによる風雑音低減性能は、風速10m/sの環境下における風雑音の大きさがC特性音圧レベルで70dB以下であること。

(3) 気象計（ＷＸＴ－５２０）

砲撃音自動測定装置には、風向、風速等の観測が可能な気象計を設置すること。

(4) データ記録機構（ＸＡ－７３）

砲撃音自動測定装置は、①に示すイベントの発生ごとに、②に示す必須項目その他の

項目を③に示す内部記憶装置に記憶するとともに、その内容を④に示す可搬記憶媒体に容易に複写することができる機構を有するものとする。

① イベントの識別

a 音響に関するイベント

イベントの検出は、100ミリ秒間のＣ特性等価音圧レベル（$L_{Ceq,100ms}$）で行う。$L_{Ceq,100ms}$が暗騒音レベル（直近の10分間におけるＣ特性90%時間率音圧レベル（$L_{C90,10min}$））よりも、任意の設定レベル差以上の区間を騒音イベントとする。また、$L_{Ceq,100ms}$の値が最大値から10 dB下がった幅を継続時間として定義する。

b その他のイベント

商用電源の停電（基準電圧の10%を超える電圧降下、瞬断を含む。）、停電からの復帰、異常電圧の検知、マニュアル操作による測定の中断・再開その他機器の稼働状況又は測定結果の信頼性に影響を与えるおそれのある現象の発生をもってひとつのイベントととらえる。

② 必須記録項目

a ①ａに示す音響に関するイベントの発生ごとの、発生時刻（0.1秒まで）、LCFmax、Ｃ特性音圧暴露レベル（LCE）、気象状態及び暗騒音レベル

b ①ｂに示すその他のイベントの発生ごとの、発生時刻（1秒まで）及びイベントの種別を識別する符号

c 1秒ごとのＣ特性等価音圧レベル（$L_{Ceq,1s}$）

③ 内部記憶装置

測定データ等の記録に用いる内部記憶装置は、不揮発性メモリその他の不揮発性のものとし、必須記録項目ａ及びｂに関して2,000件以上のイベント、必須記録項目ｃに関して26万件（約1月分）以上記憶できる容量を有していること。

④ 可搬記憶媒体

データ記録部から測定データ等を回収するために用いる可搬記憶媒体は、ＵＳＢメモリ、ＳＤカード又はフラッシュメモリとし、必須記録項目ａ及びｂに関して1,000件以上のイベント、必須記録項目ｃに関して13万件以上記憶できる容量を有している媒体を、砲撃音自動測定装置1台につき2以上添付すること。

(5) 収納ケース（ＱＣ－０５）

砲撃音自動測定装置を構成する機器（マイクロホン、ウィンドスクリーン、ケーブル等を除く。）は、①～③に示すケースに収納するものとする。

① 材質　防錆・防蝕処理を施した鋼板等、堅ろうで耐候性を兼ね備えた材質とする。

② 構造　雨水、虫等の進入を防ぐ機構を有し、施錠が可能であること。

③ 形状等　内部に収納された砲撃音自動測定装置の整備点検、測定データの回収等が容易に行える大きさと形状を有すること。また、鋭利な角、突起物、せん孔等によって生じたバリなどがないこと。

④ その他　必要に応じて、換気ファン、ヒータ等の砲撃音自動測定装置の正常な稼働に必要な機器が装置されていること。

5 付属品

砲撃音自動測定装置には、①～④に示す物品を添付すること。

① 取扱説明書

② 測定データ等の回収に必要な可搬記憶媒体

③ 騒音計に係る検定済書

④ その他必要と認められる物品

6 データ処理

砲撃音データ管理用のサーバ及びデータ閲覧用（クライアント）PCを用意し、発注者が保有する砲撃音データ処理ソフトウェア（XZ-1M）をインストールすること。また、砲撃音自動測定装置から回収した可搬記憶媒体の読み取り、実音データの再生、データの表示、集計、グラフ作成等の操作及び集計結果等の印刷が行えることを確認し、納入すること。

7 設置作業

(1) 標準的な設置

発注者が想定する標準的な設置は別図に示すとおりである。

受注者は、契約締結後、速やかに想定する標準的な設置の内容を示す図面及び設置に要する経費の詳細見積り等を発注者に提出するものとする。

(2) 設置場所の調査等

監督官が指定する設置場所に砲撃音自動測定装置を設置するために必要な作業の内容については、監督官と受注者が共同し、必要な調査を実施して決定する。受注者は、調査の実施後遅滞なく、設置に係る図面等の必要な書類を作成し、監督官の承諾を得るものとする。

(3) 設置作業の基準

① マイクロホンシステム

マイクロホンシステムは、コンクリート製の基礎またはブロックとし、支線等により、建物の屋上、土間、地面等に安全面を考慮し、固定する。

② 気象計

a 気象計のセンサー部分は、建物、工作物、地面等に設置した支柱又は金物に安全面を考慮し、固定する。

b 設置する支柱又は金物の素材は、防錆・防蝕処理を施した鋼材等の耐候性と強度を兼ね備えたものとし、通常想定し得る風、地震等の振動に耐える構造とすること。

③ 収納ケース

a 砲撃音自動測定装置の収納ケースは、防振ゴム等の緩衝材を介して、建物の床又は土間に据え置く、若しくは地面等に設置したコンクリートの基礎またはブロックに安全面を考慮し、固定するものとする。

b 地震等の振動、衝撃等によって転倒しないよう、必要な転倒防止策を施すものとする。

④ ケーブル

a マイクロホン及び気象計のケーブル等は、支柱、建物の壁、工作物の部材等に沿って設置するものとし、適切な方法により固定すること。

b　ケーブルが人、車両等の通行場所を横断するときは、架空、地下埋設、防護管の設置等により、これらの通行に支障が生じることがなく、かつ、ケーブルに損傷が生じないよう処理を行うこと。

⑤　電源

付近のアウトレットボックス等から分岐できるものとし、必要に応じて、漏電ブレーカーを取り付ける。

8　その他

(1) 受注者は、本件業務の実施に当たっては、注意義務をもって、円滑かつ適正な処理を行うものとする。

(2) 受注者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務実施上当然要求される事項については、受注者の負担において実施するものとする。

(3) 受注者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、監督官の指示があった場合は、本件業務の履行について、監督官に報告するものとする。

(4) 受注者は、本件業務の実施に際して疑義が生じた場合は、監督官と協議の上、監督官の指示に従う。この場合、速やかに指示事項を書面にした上、監督官の承諾を得るものとする。

(5) 受注者は、本件業務の実施に当たって知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

(6) 受注者は、本件契約の一部を再委託する場合には、あらかじめ、再委託する相手方の住所、氏名又は名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を提出し、発注者の承諾を得るものとする。ただし、本件業務のうち、砲撃音自動測定装置の製作に係る部分は再委託してはならない。

なお、再委託する相手方の業務及び再委託を行う業務の範囲を変更する場合も同様とする。

(7) 受注者は、本件契約の履行に関して再委託の承認を受けた場合において、再委託の相手方が再々委託を行うなど、複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名又は名称並びに再委託を行う業務の範囲を記載した書面を発注者に提出するものとする。

なお、当該書面の記載内容に変更が生じた場合も同様とする。

別図

標準的な設置

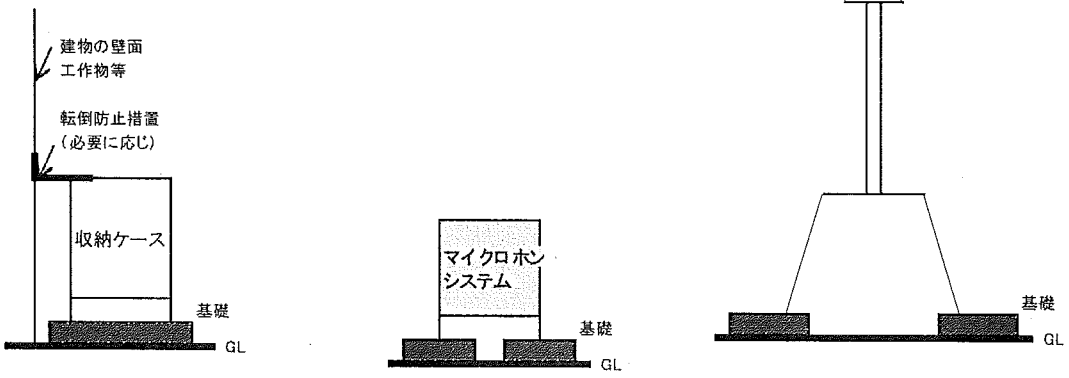
建物の壁面
工作物等
転倒防止措置
（必要に応じ）
収納ケース
基礎
GL
マイクロホン
システム
基礎
GL
気象計センサ
基礎
GL